

介護・訓練支援用具

品目	対象要件	性能	給付基準額	耐用年数
特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上の身体障がい者 (児) 又は同程度の身体 障がい者(児) であって 必要と認められる方 (2) 難病患者等で寝たきり の状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個別に調整で きる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害 1級(常時介護を要する 方に限ります)で18歳 以上の方 (2) 難病患者等で寝たきり の状態にある方	褥そうの防止又は失禁等による汚 染又は損耗を防止できる機能を有 するもの	19,600円	5年
	療育手帳A2以上又は下肢 若しくは体幹機能障害2級 以上で18歳未満(原則と して3歳以上)の方	失禁等による汚染又は損耗を防止 するためのマット(寝具)にビニ ール等の加工をしたもの		
特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害 1級(常時介護を要する 方に限ります)で原則と して学齢児以上の方 (2) 難病患者等で自力で排 尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、 障がい者、難病患者等又は介護者 が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級 以上(入浴に当たって、家 族等他人の介助を要する方 に限ります)で原則として 3歳以上の方	障がい者(児)を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害 2級以上(下着交換等に 当たって、家族等他人の 介助を要する方に限りま す)で原則として学齢児 以上の方	介助者が障がい者(児)又は難病 患者等の体位を変換させるのに容 易に使用し得るもの	15,000円	5年

	(2) 難病患者等で寝たきりの状態にある方			
移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の方で原則として 3 歳以上の方 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある方	介護者が重度身体障がい者（児）又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除きます。	159,000 円	4 年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 18 歳未満（原則として 3 歳以上）の方	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100 円	5 年
訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 18 歳未満（原則として学齢児以上）の方 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある方	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
エアーマット	下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障がい者（児）及び、下肢又は体幹 2 級と上肢 2 級で総合等級 1 級の身体障がい者（児）（常時介護を要する方に限ります）	褥そう防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなる機種	58,000 円	5 年
テーブルリフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、車いすを常用する身体障がい者	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障がい者及び介護者が容易に使用し得るもの	100,000 円	5 年